

こちら 議会広報部

今回の主な内容

- ◆ 9月定例会 2～4 P
- ◆ 委員会報告 5～7 P
- ◆ 一般質問 8～11 P
- ◆ 特別委員会報告 12～13 P
- ◆ 条例他 14～18 P



2012.10 第31号

発行／周防大島町議会

〒742-2192 周防大島町小松126-2
TEL：0820-74-1003（議会事務局）

編集／議会広報編集特別委員会

印刷／マツヤ印刷所



橘支部分団の応急操法大会（9日2日）

一般会計 歳入 156億7,211万円
 歳出 146億5,539万1千円
 (翌年度へ繰り越すべき財源 4,523万6千円)
 実質収支額 9億7,148万3千円の黒字

9月定例会

平成23年度 決算を認定

平成23年度の各財政分析指数	平成22年度	平成21年度
財政力指数(単年度)	0.186	0.183
実質収支比率	9.5%	8.7%
経常収支比率	87.8%	85.8%
公債費負担比率	18.7%	19.3%
実質公債費比率	15.4% (3ヵ年平均)	17.2%
	14.3% (単年度)	14.4%
将来負担比率	118.2%	129.7%
		152.4%

歳入の状況 (一般会計)

(依存財源と自己財源)

平成23年度歳入合計 156億7,211万円 100% ▲6.6%

科目決算額(千円) 構成比% 対前年度比%

依存財源 79.8%				自己財源 20.2%			
地方交付税 88億3,219万2 56.4 ▲ 0.6 (普通交付税79億376万8 特別交付税9億2,842万4)				町債	その他	町税	その他
				13億2,704万5 8.5 ▲23.5 (臨時財政対策債 5億2,824万5)	23億5,135万8	13億8,888万5 8.9 ▲ 0.7	17億7,263万
その他の内訳: 地方譲与税 1億1,899万 0.8 ▲ 20.8 利子割交付金 624万8 0.0 ▲ 14.5 配当割・株式譲渡交付金 387万1 0.0 3.0 地方消費税交付金 1億5,406万8 1.0 ▲ 5.7 自動車取得税交付金 3,119万 0.2 ▲ 28.0 地方特例交付金 4,625万1 0.3 ▲ 12.1 交通安全対策特別交付金 316万1 0.0 ▲ 0.3 国庫支出金 10億7,225万6 6.8 ▲ 45.6 県支出金 9億1,532万3 5.8 7.7				その他の内訳: 分担金及び負担金 9,759万2 0.6 ▲ 2.1 使用料及び手数料 1億9,940万4 1.3 ▲ 0.5 財産収入 1,224万2 0.1 ▲ 41.4 諸収入 2億3,234万3 1.5 ▲ 8.6 寄付金 365万1 0.0 ▲ 36.9 繰入金 7,533万7 0.5 82.7 繰越金 11億5,206万1 7.4 29.7			

歳出の状況 (一般会計)

(性質別区分)

平成23年度歳出合計 146億5,539万円1千円 100% ▲6.2%

科目決算額(千円) 構成比% 対前年度比%

義務的経費 40.9%				投資的経費 13.5%	その他 45.6%			
人件費	22億4,839万5	15.3	▲ 5.0	19億7,976万8	物件費	15億9,683万6	10.9	14.9
公債費	24億6,209万9	16.8	▲ 8.5	13.5	補助費等	16億6,177万2	11.3	5.6
扶助費	12億8,413万4	8.8	2.4	▲ 20.9	繰出金	24億2,863万7	16.6	▲ 0.4
					その他	9億9,375万	6.8	▲ 29.2

地方債の状況

(千円)

区分	H22年度末現在高	H23年度発行額	H23年度償還額	H23年度末現在高
一般会計	222億8,387万3	13億2,704万5	24億6,199万	215億4,507万3
介護保険	0	2,075万5	0	2,075万5
簡易水道	33億5,759万8	0	3億5,220万1	30億7,669万1
下水道	21億 368万	1億2,920万	1億7,434万5	20億9,800万4
農業集落排水	21億6,805万6	9,340万	1億8,353万2	21億1,497万8
漁業集落排水	1億7,758万5	160万	1,428万1	1億6,881万3
渡 船	76万1	0	13万3	63万9
計	300億9,155万3	15億7,200万	31億8,648万2	290億2,495万3

平成23年度末の現在高は、一般会計で215億4千5百万円余り特別会計の総額74億円余りで、合計で290億2千万円余り。前年度末と比較すると10億6,600万円余りの減となっている。合併時の平成16年度末には、合計で348億9,067万6千円であったので、それと比較すると58億円余りの減となっている。

基金の増減

(千円)

	前年度末現在高	増 減 高	決算年度末現在高
財 政 調 整 基 金	20億 58万	8億 819万4	28億 877万4
減 債 基 金	3億5,255万9	18万1	3億5,274万
県収入証紙講入基金	300万		300万
奨学資金貸付基金	4,277万	11万4	4,288万4
福 祉 振 興 基 金	2億8,044万7	14万4	2億8,059万1
国民健康保険基金	207万4	4,866万5	5,073万9
介護給付費準備基金	866万5	▲ 866万5	0
ふるさと創生基金	4億1,531万5	▲ 794万9	4億 736万6
土 地 開 発 基 金	1億7,056万5	1億 4万2	2億7,060万7
中山間ふるさと 水と土保全基金	3,113万1		3,113万1
ちびっ子医療費 助成事業基金	4,630万3	▲ 1,374万5	3,255万8
観光振興事業助成基金	5,221万2	▲ 1,043万3	4,177万9
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	542万2	▲ 542万2	0
福祉医療費一部負担金 助成事業基金	4,230万4	▲ 1,370万4	2,860万
ふるさと応援基金	469万2	38万7	507万9
外 国 語 活 動 推 進 事 業 基 金	4,786万3	3	4,786万6
C A T V 加 入 促 進 事 業 基 金	6,000万	▲ 56万	5,944万

平成23年度

特別会計決算状況

会計名	歳 入		歳 出	
	決算額 (千円)	対前年増減率(%)	決算額 (千円)	対前年増減率(%)
国民健康保険	35億 459万3	0.8	35億 459万3	0.8
後期高齢者医療	4億1,126万9	▲ 2.3	4億1,064万8	▲ 2.0
介 護 保 険	32億3,694万	▲ 4.2	31億7,908万3	▲ 2.9
簡 易 水 道	9億9,810万2	▲ 2.4	9億9,810万2	2.9
下 水 道	4億4,605万9	▲ 5.8	4億4,605万9	▲ 4.9
農業集落排水	3億1,555万7	7.4	3億1,555万7	7.7
漁業集落排水	2,756万6	▲ 14.3	2,756万6	▲ 14.3
渡 船	7,403万2	8.0	7,403万2	8.0
計	90億1,411万8	▲ 1.7	89億5,564万	▲ 0.5

各特別会計の概要

国民健康保険事業特別会計では、歳入の主なものの決算額構成比は、国民健康保険税14.5%、国庫支出金27.6%、前期高齢者交付金23.1%、共同事業交付金14.8%、一般会計からの繰入金9.8%。歳出では、保険給付費69.9%、共同事業拠出金12.1%。収納率は、現年課税分で94.23%。

後期高齢者医療事業特別会計では、歳入の主なものの決算額構成比は、後期高齢者医療保険料62.8%、一般会計からの繰入金36.6%。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金94.7%、総務費5.2%。収納率は、現年度分で99.94%。

介護保険事業特別会計では、歳入の主なものの決算額構成比は、保険料12.1%、国庫支出金24.9%、支払基金交付金27.8%、県支出金14.2%、一般会計からの繰入金16.7%。歳出では、保険給付費90.9%。収納率は、現年度分で99.55%。

簡易水道事業特別会計では、歳入の主なものの決算額構成比は、一般会計からの繰入金50.8%、使用料及び手数料43.7%。歳出では、受水費38.0%、公債費35.3%。収納率は、現年度分で97.5%。

下水事業特別会計では、歳入の主なものの決算額構成比は、使用料及び手数料14.4%、国庫支出金12.2%、一般会計からの繰入金41.7%、町債29.0%。歳出では、公共下水費60.9%、公債費39.1%。収納率は、現年度分で98.02%。

農業集落排水事業特別会計では、歳入の主なものの決算額構成比は、使用料及び手数料15.7%、一般会計からの繰入金50.4%、町債29.6%。歳出では、農業集落排水費41.8%、公債費58.2%、収納率は、現年度分で98.98%。

漁業集落排水事業特別会計では、歳入の主なものの決算額構成比は、使用料及び手数料13.0%、一般会計からの繰入金81.2%。歳出では、漁業集落排水費48.2%、公債費51.8%。収納率は、現年度分で95.16%。

渡船事業特別会計では、歳入の主なものの決算額構成比は、使用料及び手数料29.3%、国庫支出金28.8%、県支出金34.9%。歳出では、事業費99.8%。

合併特例債実績

(千円)

合併特例債総額	120億7,400万	H23年度合併特例債充当額
H16年度充当額	0	油田小学校体育館耐震補強に2,240万円、東和中学校体育館耐震補強に220万円、大島中学校体育館改築事業に2,910万円、中山間地域総合整備に530万円、廃棄物収集車に700万円、大島病院移転新築に1,370万円の合計7,970万円を充当。
H17年度充当額	1億 710万	
H18年度充当額	13億 800万	
H19年度充当額	10億4,260万	
H20年度充当額	2億2,360万	
H21年度充当額	6億 940万	
H22年度充当額	5億6,500万	
H23年度充当額	7,970万	
残 額	81億3,860万	

広域市町村合併支援特別交付金(県費)実績

(千円)

補助総額	4億	H23年度充当額
H16年度充当額	0	公式ホームページ再構築に705万8千円を充当。
H17年度充当額	5,419万3	
H18年度充当額	1億4,264万9	
H19年度充当額	1億1,450万	
H20年度充当額	2,600万	
H21年度充当額	5,190万	
H22年度充当額	370万	
H23年度充当額	705万8	
残 額	0	

平成23年度公営企業局事業概要

事業収益は、46億1,138万3千円の予算総額に対し、41億8,134万2千円の決算額となっている。事業費用は、予算額46億1,137万5千円に対し、44億4,951万円となっている。また、医業収益の33億1,931万7千円に対し、医業費用は42億1,332万2千円で、8億9,400万5千円の医業損失を出している。また、医業外収益は8億5,758万5千円に対し、医業外費用は2億8,050万6千円となっており、純損失(赤字)は、3億1,248万6千円で、前年比と比較して2億2,334万円余り好転している。

(収益的収入及び支出)

	総収益(千円)	総費用(千円)	
東和病院	14億4,195万6	15億2,571万9	東和病院では、75.2%の病床利用率で、入院患者数・外来患者数ともに減少している。橘病院では、93.1%の病床利用率で、入院患者数・外来患者数ともに増加している。大島病院では、83.6%の病床利用率で、入院患者数は減少し、外来患者数は増加している。やすらぎ苑では、入所者数・通所者数ともに減少している。さざなみ苑では、入所者数は増加し、通所者数は減少している。
橘病院	6億4,011万1	6億6,705万9	
大島病院	13億3,204万4	14億2,830万9	
やすらぎ苑	2億2,575万3	2億8,334万	
さざなみ苑	3億4,584万	3億7,702万7	
看護学校	1億9,563万8	2億1,237万5	

公営企業局事業実績

		平成23年度	平成22年度
東和病院	入院患者数	36,037人	37,346人
	1日平均入院患者数	98人	102人
	平均入院日数	89.8日	79.9日
	病床利用率	75.2%	78.1%
	外来患者数	45,495人	47,636人
	1日平均外来患者数	186人	196人
橘病院	入院患者数	12,263人	11,627人
	1日平均入院患者数	34人	32人
	平均入院日数	78.4日	50.9日
	病床利用率	93.1%	88.5%
	外来患者数	31,896人	31,554人
	1日平均外来患者数	131人	130人
大島病院	入院患者数	30,280人	32,068人
	1日平均入院患者数	83人	88人
	平均入院日数	57.6日	79.3日
	病床利用率	83.6%	88.7%
	外来患者数	40,726人	38,619人
	1日平均外来患者数	167人	159人

		平成23年度	平成22年度
やすらぎ苑	入所利用数	17,106人	17,362人
	1日平均入所者数	47人	48人
	入所利用率	93.5%	95.1%
	通所者数	1,758人	1,882人
	1日平均通所者数	7人	8人
さざなみ苑	入所利用数	27,060人	26,041人
	1日平均入所者数	74人	71人
	入所利用率	92.4%	89.2%
	通所者数	2,048人	2,323人
	1日平均通所者数	8人	10人

		平成23年度	平成22年度
看護学校	1学年(定員35人)	41人	42人
	2学年(定員35人)	34人	38人
	3学年(定員35人)	35人	37人
	計	110人	117人

平成24年度補正予算

(千円)

会 計	補 正 額	補正後の総額
一般会計	8億9,079万9	149億6,938万5
国民健康保険会計	7,115万1	36億2,807万8
後期高齢者医療事業会計	12万	4億4,243万2
介護保険事業会計	5,803万7	33億8,169万5
簡易水道事業会計	86万4	8億6,803万8
下水道事業会計	80万4	4億6,488万
農業集落排水事業会計	360万8	3億3,444万9

その他の議案

〔人権擁護委員〕 清木 由美子氏(久賀)

〔条例の制定・廃止〕

制定したもの

(議員発議) 周防大島町空き家等の適正管理に関する条例

廃止したもの

周防大島町高齢農業者生きがい農園施設の設置及び管理運営に関する条例

総務文教常任委員会審査報告

委員長 魚谷 洋一

付託された議案は、いずれも認定すべきもの、可決すべきものと決定。審査の過程における発言のうち、主なものについて報告する。

総合支所関係

業務委託等で植栽管理や草刈り業務を行う場合、日報を提出させるようにすべきではと以前に提案したが、現在はどうなっているか。また、分庁体制の下で支所の充実が求められているところであるが、支所の職員体制は現状で対応可能か。との質問に、草刈については日報を提出させている。また、職員が道路等の巡回をするときに、草刈状況の確認をしている。職員体制については、地域支援班へ住民から道路整備や原材料支給等の要望が年々増え、即時に対応するように努めており、人員不足気味と思われる。との答弁。

工事請負費の中に、木の伐採が上がっているが、具体的にはどのような場所か。との質問に、橋総合支所管内では、幹線道路で大型バス等が通行しにくい状態になっている場所、東和総合支所管内では、マイクロバスに木の枝があたるような状態であれば伐採している。との答弁。

教育委員会関係

久賀学校給食センターの給食費滞納の状況は、どうなっているのか。との質問に、平成23年度は、前年度より少なくなっている。今年度についても、学校の努力により昨年以上に少なくなっている。との答弁。久賀の元教職員住宅は、どのようになっているのか。との質問に、行政財産から普通財産へ移管されている。老朽化して住める状態ではないので、解体することを検討している。との答弁。小・中学校におけるいじめを教育委員会は把握しているのか。様々な機関と連携を図り、子供の目線に立っていじめ問題を解決していくべきでは。との質問に、各学校のいじめの実態については、定期的に、また、必要があれば随時、調

査を行いその実態把握に努めている。この1学期の調査結果では、小学校で1件、中



学校で2件のいじめの報告があった。教育委員会と学校、そして関係機関との連携を図り解決に努めている。との答弁。いじめの原因は、学校にあるのではなく、家庭にあるのではないか。より正確な実態の把握に努めてもらいたい。との意見に、今後も、いじめ問題の解決に適切に対応していきたい。との答弁。

総務課関係

ハザードマップを作成したとのことであるが、見直し時期については考えているのか。との質問に、今回作成したのは土砂災害ハザードマップであり、現段階の山口県が示す被害想定をもとに作成している。すでに作成済みである高潮洪水ハザードマップなどについては、国や県の方針が決定すれば見直しも検討する。との答弁。浄水器や発電機などの動力はエンジンとのことであるが、いざという時に使用できないようでは困る。月一回程度は動かすなどのメンテナンスを含め、平時にも利用しては。との質問に、現在、防災訓練や消防の応急操法訓練などで利用している。今後は総合支所とも協議し、メンテナンスに努めたい。との答弁。火災や訓練などに出てこないなど、名前だけ消防団員になっている分団員も退職金などの対象になるので、そういった分団員のチェック体制はどうなっているのか。との質問に、団員確保の関係もあるが、各分団の分団長の協力も得ながらチェックしていきたいとの答弁。

民生常任委員会審査報告

委員長 尾 元 武

本委員会に付託された平成23年度決算に関する案件は全件とも認定及び可決すべきものと決定。その審査の過程における発言のうち主なものを報告する。

一般会計 福祉課関係

町社会福祉協議会に委託している地域見守りネットワーク整備強化事業の内容はとの質問に対し、緊急連絡カード39万1千円、困りごと相談所13万3千円、地域福祉座談会・口腔ケアボランティア・ふれあいの集い141万5千円、地域見守りネットワーク構築459万8千円、在宅有償サービス推進42万円、合計695万7千円との答弁。

福祉事務所設置事業の財源は特別交付税かとの質問に対し、国庫補助金が1/2、残りは一般財源との答弁。

町内保育所の一時保育事業の利用状況はとの質問に対し、蒲野保育所、久美保育所及び日良居保育所で延べ532人が利用し、保護者の病気や育児疲れ、お産帰り、冠婚葬祭等の場合に一時的に預かるとの答弁。

一般会計 健康増進課関係

山口県地域自殺対策緊急強化事業補助金が歳入に新規計上されているが、その事業内容はとの質問に対し、自殺予防の対策として実施している精神保健事業であり、うつ病等に関する講演会やパンフレットの全戸配布等を行うとの答弁。

国民健康保険事業特別会計

平成23年度国保税率改正の影響額はとの質問に対し、被保険者1人あたりの平均は年額7



万8,030円で8,698円の増額、1世帯あたりの平均は年額12万6,334円で1万3,396円の増額との答弁。

後期高齢者医療事業特別会計

後期高齢者医療事業は県単位で行っているが、山口県の保険料は全国で何番目かとの質問に対し、高い方から12番目である。医療費が全国で10番目に高いので保険料も上がるとの答弁。

介護保険事業特別会計

人件費等に充当するその他の一般会計繰入金に、介護給付費分を上乗せして繰入れることは可能かとの質問に対し、介護給付費の繰入れは介護保険法で12.5%と定められており上乗せは不可能との答弁。

公営企業局企業会計

看護学校の奨学金制度についての質問に対し、現在35名が奨学金を受けており、今後町立病院への採用を見込んでいる。奨学金の額は月額4万円と6万円で、4万円の場合は3年間の勤務で償還免除、6万円の場合は4年6ヶ月の勤務で償還免除との答弁。

貸借対照表の未収金約5億円の内容はとの質問に対し、通常2ヶ月後に入る診療報酬及び介護報酬と過年度の患者一部負担金約480万円との答弁。

平成18年度から赤字が続いて経営は厳しい状況である。平成23年度は建設改良積立金を取崩したが、今後赤字を補填できるのは建設改良積立金約15億円のみかとの質問に対し、現状の会計制度では建設改良積立金のみであるが、平成26年度までに移行する新会計制度では、減債積立金11億円も赤字補填に使える。あとは議会の議決を経て自己資本金を取崩して補填するか、赤字を積み上げることになるとの答弁。

建設環境常任委員会審査報告

委員長 安本 貞敏

付託された議案はいずれも認定可決すべきものと決定。委員よりの質議に対し、答弁のうち主なものについて報告する。

商工観光課関係

星野哲郎記念館は、他の公共施設のように指定管理にはできないのかとの質問に対し、建設当時の経緯から関係者以外では指定管理者になりにくい。

観光協会の補助金2,020万円のうち、1,200万円程度が人件費となっているが、事業運営に何人も人が要するのか、人件費と観光事業との支出バランスについて検証が必要ではとの質問に対し、職員がそれぞれ重なって運営にかかわっているので事業ごとの調整は困難との答弁。

農林課関係

イノシシの被害が多いので、郡外の猟友会にお願いしてはどうかとの質問に対し、有害鳥獣の捕獲は、猟友会大島支部に委託し捕獲許可を出している。猟友会大島支部に属していない郡外の人には許可を出せない。

また、わな資材費は平成23年度では100万円を予算計上しており、免許を取得するには講習と試験があり、県、町、農協より補助を行っているとの答弁。

担い手育成総合支援協議会交付金360万円について質問があり、平成23年度は2名に交付しており、実施については2年前からで、現在やめた人はいないとの答弁。委員より補助金の終わった後のサポートも必要であり指導管理の強化を望むとの要望があった。

水産課関係

アサリの放流事業について質問があり、下田の環境・生態系保全活動支援事業によるアサリについては順調に親貝に成長しており、ナルトビエイ

に食べられないようネットを設置した。

油良については、今は放流事業を行っていないが、日前に400キログラムの放流したとの答弁。

建設課関係

沖浦西港にかなりの数の不法係留船が見受けられ、放置状況にあり台風対策等の対処をしないので、他の係留船に迷惑をかけ困っている。対応してほしいとの質問に対し、沖浦西港は県管理であるので、柳井土木建築事務所港湾課へ現状把握を依頼するとの答弁。

簡易水道事業特別会計

簡易水道使用料の滞納が現年度分と滞納繰越分を合わせて相当額あるが、徴収対策はとの質問に、税務課の徴収対策班と協力して行うとの答弁。

下水道事業特別会計

久賀、大島地区の下水道計画の進捗状況について質問があり、平成23年度に基本計画、平成24年度に都市計画法による都市計画決定及び認可、下水道法による5～7年の期間事業量の下水道計画区域決定の作業を進めているとの要望。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業、どちらも滞納分の徴収対策に努めてほしいとの要望。

生活衛生課関係

橘斎場に葬儀場が竣工すると利用率も上がるかとの質問

に、来年4月に葬儀場が使えるので利用率が上がるとの答弁。



一般質問

周防大島っ子の夢に向けて

平川 敏郎 議員

問 中学校の特色ある学校づくりの一環としてクラブ活動の

再編をはかり各中学校に多くの選手が必要とされる運動クラブ（バスケットボール、野球、バレーボール）さらにサッカー部の新設を検討出来ないものか見解を求める。

答 3～4年後

中学校の部活動の種類 平成24年9月現在

学校名	部活動	備考
久賀中学校	野球（男子） テニス（男子） バレー（女子） 卓球（男女）	1クラブ
大島中学校	野球（男子） 卓球（男子） バレー（女子） 陸上（男女） 剣道（男女） 総合文化部（男女）	1クラブ 1クラブ 1クラブ 1クラブ
情島中学校	陸上（男女）	1クラブ
東和中学校	野球（男女） テニス（男子） バレー（女子） 卓球（女子） 陸上（男女）	1クラブ 1クラブ
安下庄中学校	野球（男子） バレー（女子） 剣道（男女） 吹奏楽（男女） 陸上（男女）	1クラブ 1クラブ 1クラブ 1クラブ

には中学校生徒数は、300人を割る見通しで部活動の存続すら大変厳しい状況である。生涯学習・生涯スポーツの観点から生徒にとって大好きな地域で仲間と共にスポーツや文化活動に関わる方策について検討していく。

下水道事業における今後の見通しについて

問 下水道事業は、住環境整備において必要不可欠である。大島・久賀地区下水道事業計画で長期間、膨大な費用をかけ、この事業が必要であるのかという声が多大であると痛感している。今後の見通しについて問う。

答 下水道整備は、快適な生活を送る為、自然環境を守る為に必要不可欠である。今後、具体的な事業計画の進捗と合わせ、住民の方々に下水道計画・工事・供用開始の説明会の開催、広報等による啓蒙及び普及をしていく。

県道、横見地区の拡幅は急務

松井 岑雄 議員

問 戸田～横見間は、道幅も狭く、やっと完成したセーフティポールも、取り付け不可の場所もある。一刻も早い改修を望む。

答 県道大島環状線の横見地区は、今年度交通安全事業に着手している。測量、調査、設計業務を実施しており、今後、地区の協力を得ながら事業促進に努めると県から聞いている。

高潮対策を望む

問 戸田地区の県道は、台風等に見舞われると打ち上げる海水で通行不可となる。消波ブロックの設置を要望する。

答 当地区は、すでに高潮対策事業として離岸堤の設置が計画されており現在は東側沖合



横見の通学路

に離岸堤を施工している。今後も継続して事業を実施していくと聞いている。

問 津海木海岸の離岸堤設置について何度も要望、質問しているが、どうなっているか？

答 津海木海岸の離岸堤設置は、町からも、再三、県に要望しているが、県は、戸田、津海木地区が同じ沖浦港であることから、まずは戸田地区の完成を目指しており、今のところ実施時期は未定との回答。

ここが聞きたい!! 7名が登壇

地域経済の活性化のために

尾 元 武 議員

問 住宅リフォーム事業は多くの町民に広く活用されている。その利用状況は。また、地域経済の活性化のために対象となる工事内容をより広範囲にしては。来年度までの予定だがその延長を求める。

答 8月末で154件、助成金申請額942万8千円。この事業は、緊急的な経済効果を見込んだものであり他の市町と比べ対象工事も幅広く対応している。今後、3年間の実績、経済状況や町の財政状況を踏まえ、再度新しい制度として検討したい。

住民とタイアップした環境美化を

問 町内各地に点在する道路沿いの花壇は自

治会や老人クラブなど様々な団体により管理されている。その管理に当たり散水設備と水道料金の負担がひとつの課題。環境美化及び住民コミュニティも増進の観点から助成、免除の方策は取れないか。地区で対応が違うのでは。

答 この度の質問に基づき調査したところ設置の経緯もあり対応がまちまちであることが判明。国道及び県道沿いの花壇について、公平性を保てるように方策を協議したい。



庁舎前沿道

安心安全な町・定住促進

広 田 清 晴 議員

問 今回の一般質問は「町民アンケート」で寄せられた「声」を基に質問する。

まず、広報活動を含め避難場所を町民に明確にすること。又避難方法を町民に徹底するように求める。

答 避難所及び避難方法の徹底は大変重要であると認識している。町民の方々が一番心配されている「地震・津波」の時の対策は、先ず高台に避難すること。その際、隣近所で声を掛け合い災害時の要援護者（高齢者・障害者）の方々にもお互いが協力して頂きたい。その後、津波で被害を受けなかった施設へ移動して頂く手順となる。

避難路については道路の崩壊、家屋の倒壊が予測できないので町は指定することは困難。

常日頃から数本準備していきたい。

問 町有地（普通財産）の活用で定住促進、公園整備を求める。

答 町有地を含め今ある資源を最大限利用したい。又、定住促進協議会でも研究したい。公園については具体的場所を聞き対応したい。



9月2日 日良居地区の避難訓練風景

一般質問

計画的な職員採用が必要では

布 村 和 男 議員

問 今後、多くの退職者を控える中で、職員削減に伴う年齢の隔たりが心配される。適切な職員構成を維持し、行政サービスの低下を防ぐには、計画的な職員採用が必要と思う。今後の採用計画について問う。

答 合併時の職員数は381名であったが、平成24年4月1日現在では278



職場風景

名と合併時から103名の減少となっている。一方で、合併時の職員採用の手控えにより年齢構成において、30歳前後の職員が少ない状況にある。今後の採用計画については、平成23年から27年までの第2次定員適正化計画を策定し、定年退職者の約半数を新規採用することとし、平成27年度の職員数を264名と予定している。

問 年齢制限の緩和を行っているのか。

答 平成23年度採用試験より年齢制限を29歳から31歳に引き上げた。

問 町外出身者の採用状況と採用後の町内への居住状況は。

答 平成22年度が1名、23年度が2名の採用で全員町内に居住している。

問 平成24年度の応募状況は。

答 一般職7名、保健師2名、障害者1名の募集に対し、102名の応募があった。

もっと福祉タクシーの利用を

安 本 貞 敏 議員

問 年齢80歳以上の高齢者または心身障害者への福祉サービスの一環として行なわれている福祉タクシー助成事業の過去3ヶ年間の利用状況は。

答 心身障害者または高齢者が通院等の外出のために、町内タクシーを利用する場合において、その利用料金の一部を助成することとしている。

〔福祉タクシー助成事業実績表〕

	助成券交付者等			助 成 券			助成金額	利用率
	交付者数	利用者数	未利用者数	交付数	使用数	未使用		
平成21年度	1,458人	1,068人	390人	21,696枚	10,524枚	11,172枚	6,069,760円	48%
平成22年度	1,541人	1,137人	404人	22,812枚	11,346枚	11,466枚	6,550,030円	49%
平成23年度	1,569人	1,137人	432人	23,076枚	11,335枚	11,741枚	6,545,890円	49%

一日でも早い道路整備を

問 県道大島環状線の安下庄～沖浦間の整備の現状を問う。

答 安下庄から沖浦間の整備は、現在、古城から安下庄地区の整備を先行して進めているが、事業用地の取得に時間を要しており、早期に着手できるよう用地取得に向け調整中。また、秋・吉浦から西安下庄地区は、現在行っている安高・古城地区の道路整備事業の完了後検討する。

様式第2号(第5期関係)

第 号

平成24年度
福祉タクシー対象資格証明書

平成 年 月 日

周防大島市長 印

下記の者は、福祉タクシー対象資格者であることを証明する

有効期限 25年3月31日

氏名

住所

電話番号

ここが聞きたい!! 7名が登壇

旧日良居中学校の校舎の利用計画を問う

杉 山 藤 雄 議員

問 旧建築基準法によってつくられた公共施設（昭和56年以前の建築）の診断結果の報告とあわせて旧日良居中学校の校舎の利用計画について具体的な説明を求める。

答 平成23年度において耐震診断を実施したのは6施設で久美保育所、日良居保育所、棕野公民館はいずれも耐震性があり、日良居中学校については文科省の基準には下回っているが国土交通省の基準には上回っており、学校以外の通常の使用には支障がないという診断結果である。

久賀総合センターは図書館等の平屋部分には耐震性はあるが、二階立て部分の耐震性が不足するとの一次の診断結果がでた。今後は



旧日良居中学校

2次診断を実施し検討する。橘庁舎については耐震性は無く（1次診断でEクラス）2次診断を行うまでもなく改築が必要であると判断している。橘総合支所のみが入る庁舎を現橘庁舎用地において改築し、現在橘庁舎で執務している健康増進課及び介護保険課を緊急避難的に旧日良居中学校校舎に移転する方向で検討している。

視察報告

地域再生の魁 “やねだん”

（鹿児島県鹿屋市柳谷）

平成24年8月7・8日

補助金も観光資源も産業もない典型的な、過疎高齢化の進んだ集落が行政に頼らず自分達の力だけで再生を果たした集落、人口313人、ボーナスが出る集落（やねだん）として有名になった。地域再生のキーワードは、感謝の人脈は絶対繋がって行く。手法は「感動」、感動があれば人は動き地域再生の力になる。次に、地域が自立するには財源が必要となる。やねだんでは自主財源を確保するため、休耕地を借り受けてサツマイモを植え付け、地元の酒造会社でオリジナルの焼酎「やねだん」を製造。活動を開始し10年後には余剰金が500万円になり、全員に1万円を配った。今も、85歳以上の高齢者20人に

は毎年1万円のボーナスを出している。

財源は焼酎販売以外に、農産加工品などの販売、視察を受け入れた時の視察料など年間300万円を超える。余剰金は芸術家を迎えるための空き家改修、高齢者宅への緊急通報器の設置、風力と太陽光発電施設の整備、健康遊具の設置など多方面に活用されている。

このような活動は、若者のUターンにも結び付き、自治会の人口も300人を維持している。



特別委員会報告

岩国基地関連対策特別委員会調査研究報告

委員長 杉 山 藤 雄

(常任委員会合同行政視察)

平成22年12月の第4回定例会において、本委員会の期限が延期され「岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報の交換をとおして、最良策を構築すべく調査研究」に関し次の通り報告いたします。

1. 委員会の開催等

平成24年7月18日

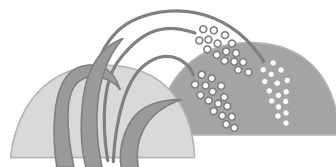
「MV22オスプレイの岩国基地への先行搬入について」

2. 委員派遣及び派遣先

平成23年10月24日 青森県三沢市
三沢空港（軍民共用空港）

3. 調査研究内容

- ①三沢空港の軍民共用利用状況について
- ②MV22オスプレイの岩国基地への先行搬入について
- ③「MV22オスプレイの岩国基地への先行搬入に関する意見書」の提出
- ④岩国錦帯橋空港の開港について
- ⑤その他



議会広報編集特別委員会調査研究報告

委員長 平 野 和 生

平成22年第4回定例会において、委員が選任され、付託されました「議会広報の編集・発行（年4回・定例会）、及びケーブルテレビによる議会放映に關しての調査研究」について、次のとおり結果を報告いたします。

1. 広報発行実績等

第24号～第31号（各号編集委員会3回）
（今定例会の第31号は閉会後に発行）
第26回町村議会広報全国コンクール応募

2. 委員派遣及び派遣先

☆平成23年3月2日、3日議会広報編集、議
会中継視察研修
福岡県須恵町議会、福岡市議会、佐賀県鳥
栖市議会 委員全員
☆平成23年8月25日、26日議会広報編集、
議会中継視察研修

大分県姫島村議会 委員全員
☆平成23年11月24日 議会広報研修会
田布施町 商工会館 委員全員
☆平成24年8月24日 議会広報研修会
田布施町 商工会館 委員全員

3. 結果及び調査研究内容

- ・各定例会ごとの結果について閉会後、1ヶ月以内に住民へお知らせすることを基本姿勢として8回の発行を行う。
- ・平成24年3月7日 第1回定例会において「ケーブルテレビによる議会放映に關しての調査研究」の報告
- * ケーブルテレビによる議会中継が平成24年第2回定例会より、また録画放送が第3回定例会より放映されている。

地域活性化特別委員会調査研究報告

委員長 今元直寛

平成22年12月の第4回定例会において本委員会が設置され、「大島大橋（国道437号）を活かした地域活性化」にむけての調査研究に関し、次のとおり報告いたします。

1. 委員会の開催

委員会11回

2. 委員派遣及び派遣先

期間 平成23年11月17～11月18日

派遣先 島根県 江津市NPO法人結まーる

プラス

広島県 神石高原町役場

3. 調査研究内容

- (1)空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- (2)空き家の活用について
- (3)定住促進について
- (4)地域の緊急課題について
 - ①中学生の医療費の無料化
 - ②竹林問題
 - ③不耕作地の整備
 - ④県道未整備区間の着工要望
 - ⑤県道4号線大島環状線道路沿いの振興策

「空き家等の適正管理に関する条例」制定に関する主旨説明

町内各地から管理不全な空き家が増大し、日常生活が脅かされているという意見が多く、の町民から寄せられた。議会でも、空き家の適正管理を義務付ける条例制定の必要性について一般質問があった。

管理不十分な空き家が、そのまま放置されれば、廃屋と化し生活環境、景観、治安などの悪化が予想されることから、議長から地域活性化特別委員会に対し条例制定の検討に入るよう諮問を受けた。

委員会は、既に条例を制定している先進自治体への聞き取りや資料による検討を始め、島根県・江津市、広島県・神石高原町への空き家対策等の視察を実施し、11回に及ぶ委員会での審議を重ね、議員発議により条例制定となった。

今後は、この条例が適切に運営され、空き家の所有者及び自治会と町が相互に連携して生活環境の保全および、安心安全な町づくりに寄与する事を切に願う。

周防大島町空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正管理及び空き家等が放置され、管理不全な状態になることの防止について定めることにより、生活環境の保全、安全安心なまちづくり及び空き家等を活用した地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 本町の区域内に所在する建築物で常時無人の状態にあるもの又はその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。
 - ア、老朽化又は台風、地震等の自然災害によって、建築物が倒壊し、又は建築物に用いられた建築材料が飛散し、若しくははく落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態。
 - イ、空き家等に不特定の者が侵入することにより犯罪が誘発される恐れがある状態。
 - ウ、当該敷地内にある樹木又は雑草が繁茂し、放置され敷地周辺の生活環境の保全に支障を及ぼす状態。
- (3) 所有者等 町内に所在する建築物又はその敷地を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 自治会等 周防大島町自治会振興奨励金交付要綱（平成16年周防大島町告示第6号）第2条に定める自治会及びこれに準ずる町民等の共同体をいう。

(基本理念等)

第3条 空き家等の適正な管理は、空き家等の有効活用が地域づくりの推進に寄与し、空き家等の放置が生活環境の保全及び安全安心なまちづくりに多大な影響を与えるものであるという認識の下に、所有者等、自治会等及び町が相互に連携して推進されなければならない。

- 2 管理不全な状態である空き家等の所有者等と当該空き家等により被害を受けるおそれがある者との間における紛争は、民事による解決を優先するものとする。

(責務等)

第4条 空き家等の所有者等は、前条第1項に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、当該空き家等の適正な管理に努めるものとする。

- 2 自治会等は、基本理念にのっとり、空き家等について、所有者等に対し、周辺に迷惑を及ぼすことがないように連絡その他当該空き家等の適正な管理について必要な対策を要請するよう努めるものとする。
- 3 町は、基本理念にのっとり、空き家等の有効活用、空き家等の適正管理に関する啓発その他必要な施策を実施するものとする。

(情報提供)

第5条 自治会等は、前条第2項の規定にもかかわらず、同条第1項に定める適正な管理が行われない空き家等について町長に対し、情報の提供をすることができる。

(実態調査)

第6条 町長は、前条の規定による情報提供があったとき又は第4条第1項に定める適正な管理が行われていない空き家等があるときは、当該空き家等の実態調査をするものとする。

(助言又は指導)

第7条 町長は、前条の実態調査により、又は明らかに空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、空き家等の適正な管理に必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 町長は、正当な理由がなくて前条の規定による指導に従わないとき又は第6条の実態調査により、著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、履行期限を定めて空き家等の適正な管理に必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第9条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、当該所有者等に意見を述べる機会を与えた上で、周防大島町公告式条例（平成16年周防大島町条例第3号）第2条第3項に規定する掲示場への掲示及び規則で定めるものへの掲載により、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 勧告に係る空き家等の所在地及び建築物又はその敷地の別
- (3) 勧告の内容

(協力要請)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、本町の区域を管轄する警察その他の機関に、必要な措置を講じるよう要請することができる。

(支援)

第11条 町長は、空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正管理について必要な支援をすることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

周防大島町空き家等の適正管理に関する条例案についての意見募集結果

○ 概 要

意見の募集期間 平成24年4月16日（月）～平成24年5月11日（金）

意見提出者 5名

○ ご意見の趣旨と地域活性化特別委員会の考え方

ご意見の趣旨	地域活性化特別委員会の考え方
自治会長等が情報提供者になっているが、自治会長へ依頼文を送付したり、アンケート調査をしないと、実効性のある条例にならない。	各自治会等で選任された行政連絡員の集会において説明するとともに、自治会長への依頼文送付や町広報、議会広報、ホームページを活用し、条例の趣旨や情報提供等についてお知らせすることを提案してまいります。
自己所有地に隣の空き家の木やガラスの破片が入ってきており、有効利用ができない状態である。空き家の所有者（町外居住）は放置しており、何度連絡をしても聞き入れず改善されない。 ・20年以上放置されていれば、近くの住民や道路へも被害を与えていると考えられるので、何年という期間を設定しそれ以上放置している場合は、所有の権利を消滅させるべきである。 ・放棄同然に何十年も放置している場合、処分されても口を出す権利はないとするのが正当な空き家条例だと思う。	固定資産税の納税通知書を送付する際に条例文を同封することや、ホームページ等を活用して、空き家等を適正に管理していただきたいとする本条例（案）の趣旨を周知することが啓発の第一歩であると考えています。 憲法に「財産権はこれを侵してはならない。」と明記され、所有権が保障されています。空き家等が管理不全な状態の場合は、助言、指導、勧告等により適正な管理を求めることを規定しています。長期間放置されているからといって、所有の権利を消滅させたり、権利者以外が処分することは基本的にはできないのが現状です。
この条例（案）では、実施は厳しいものと思われる。実行を担保するための検討項目として ・情報提供者は、町民（匿名可）と自治会長の二者とする。（利害関係のある自治会長は報告しない恐れがある。） 自治会長から町長への報告は義務化する。	実態は厳しいものになると予想されます。空き家等の適正な管理に向けて第一歩を踏み出したという意向をご理解いただきたいと思います。 情報提供は、適正な管理が行われていない状況等に応じてされるもので、自治会長等が情報提供ができると規定しています。また、情報

- ・町の実態調査は義務化する。
- ・公表は町の広報にも掲載する。

提供がなくても適正な管理が行われていない空き家等があるときは、実態調査をすることを規定しています。

公表は、条例（案）では揭示場への揭示及び規則で定めるものへの掲載としておりますので、規則に規定することを検討、提案してまいります。

この条例（案）でも、それなりの効果は期待できると思われる。

- ・空き家が崩れかけたり廃屋の状態の場合は、所有者に対して「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」が適用できなくなるという告知をしているのか。
- ・解体して更地にし、これを維持している期間は固定資産税を免除することを希望する。廃材の分別処理を要求されるようになってから解体費用が意外にかかるので、これくらいはやるべきでしょう。

空き家が崩れかけたり廃屋の状態の場合は、「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」が適用できなくなるという告知はされていません。

固定資産税は、地方税法等に基づき適正かつ公平に課税されるものです。解体し更地の状態で維持されていることは、様々な理由によるものと推測されますので、現在のところ減免措置等は困難ではないかと思われます。

- ・空き家条例でなく、空き家、空き地（宅地登録）条例とすべきである。
- ・空き地は雑草の巣窟、蚊等の発生や種草として周囲に迷惑である。
- ・更地に解体の産廃材を放置した土地もある。倒壊した建屋と同等の管理を。
- ・箱棟の瓦、トタンを半分剥がし、崩壊を促進している空き家もある。

本条例（案）では、空き家等としており、常時無人の建築物とその敷地を対象とすることを規定しています。

本条例（案）にある管理不全な状態の空き家等については、所有者等に対し助言、指導等により対応していくことを規定しています。

- ・勧告に従わないときは、公表の他に行政代執行法を適用し、費用を違反者から徴収できるとする一項を加えるよう希望する。
- ・空き家等について、倒壊の危険（又は倒壊）がある場合や住めないと思われる家は、代執行ができるようにすべきである。倒壊した家屋は、白アリや狸、野良猫等の住家になる。
- ・雑草の処理や産廃材の処理についても代執行が可能とすべきでは。

行政代執行は、著しく公益に反することが認められる場合に適用されますが、判断基準や費用の徴収が困難である等多くの課題があると考えています。

まず、所有者等に適正な管理を求める助言、指導、そして勧告、公表という手続きで対応することを規定しています。

工事請負契約1件を締結

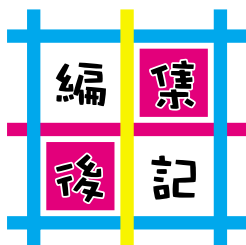
工 事 名	入札執行日	入札者数	落札会社	契約金額（消費税込）	比率
平成24年度白木（外入） 漁港海岸保全施設整備工事	平成24年 8月21日	9社	大島建設(株)	5,907万2,008円	87.7%

動産の買い入れ1件を締結

物 品 名	契約方法	入札者数	落札会社	契約金額（消費税込）	比率
塵芥車（パッカー車）	指名競争入札	9社	山口大島車輛	1,089万5,640円	97.9%

議員研修・議員派遣の報告、予定

行事内容	日程	開催地	目的・参加議員
山口県町自治研修会	9月27日	山口市	地方行政の的確な知識・情報の研鑽 魚原、安本、尾元、魚谷、荒川、各議員
近畿大島会	11月11日	大阪市	会員との情報交換 松井議員



4年間ありがとうございました。

「こちら議会広報部」も現メンバーとしては、今回号で終わりになります。4年間御愛読ありがとうございました。（平野）



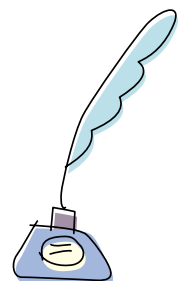
（小田）（安本）

（平野）

（魚谷）

（尾元）

（布村）



議会広報・議事録はインターネットで公開しています。

周防大島町ホームページ <http://www.town.suo-oshima.lg.jp>

なお、各図書館へは議事録を備えています